

## 地域社会研究科における長期履修学生について

平成23年 6月29日

研究科教授会了承

「弘前大学大学院長期履修学生に関する規程」を踏まえ、本研究科において以下の条件を付す。

### 1. 対象となる学生

職業を有している者（自営業、臨時雇用、非常勤等を含む）

### 2. 長期履修の期間

最長6年以内とする。その期間については、指導教員の承認を得て、申請書を研究科長に提出する。

### 3. 申請時期

入学時又は在学中に申請することが出来るが、在学中の場合は1～2年次の者に限る。

入学志願者は入学手続き書類提出時、在學生は2年次の2月末日までに申請書を提出するものとする。

### 4. 履修形態の変更

在学中に履修形態の変更（履修期間の短縮又は延長）を申請する者は、指導教員の承認を得て、申請書を研究科長に提出する。この場合の申請は、1回に限り認められる。

### 5. 授業料の納入について

申請が許可された場合、標準修業年限（3年）の授業料の総額を、許可された年限で分割納入する。支払い方法については、別途指示による。